

# 都立高等学校等の就学支援事業

都立高等学校等に通う生徒の学業を支援する事業を紹介します。

## しゅうがくしえんきん 就学支援金

《授業料が無料になります。》

対象：区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を  
合算した金額が50万7000円未満の世帯  
手続：7月（年1回） ※新1年生は4月と7月の年2回  
給付方法：学校へ直接支払われます。

## しょうがく きゅうふきん 奨学のための給付金

《通学に必要な経費を補助します。》

対象：生活保護受給世帯 及び  
区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を  
合算した金額が非課税の世帯  
手続：9月中旬締切（年1回） 給付方法：現金支給

## きゅうふがたしょうがくきん 給付型奨学金

《選択的教育活動に必要な経費を補助します。》

対象：生活保護受給世帯 及び  
区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を  
合算した金額が8万5500円未満の世帯  
手続：3月（新1年生は4月）（年1回）  
給付方法：東京都が保護者、生徒に代わり  
支払います。（限度額有り）

## いくえいしきん 育英資金

《教育費全般に対する貸付金》

手続：4月中旬～  
貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。  
※貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。  
※お問合せは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

## た しえんじぎょう その他支援事業

東京都教育委員会ホームページでは、  
奨学金事業実施団体等の支援制度を紹介しています。

東京都教育委員会HP

※お問合せは各奨学金制度実施団体へ  
お願いします。



※各支援事業を受けるには、必ず申請が必要です。  
※対象、手続等は令和元年度のものであり、変更と  
なる可能性があります。